

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年 11月 27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2500049 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 2500014 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年9月1日から令和4年5月16日に訂正し、令和2年9月から令和4年4月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

令和2年9月1日から令和4年5月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年9月1日から令和4年5月16日まで

令和4年5月15日まで、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、令和2年9月1日に被保険者資格を喪失したものとされているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日については、オンライン記録によると、当初、令和4年5月16日とされていたところ、令和6年12月2日に日本年金機構が受け付けた請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の訂正届により、遡って令和2年9月1日に訂正され、同年及び令和3年の定時決定による標準報酬月額の記録が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B市から提出された令和2年分の給与所得の源泉徴収票、請求者から提出された令和3年分及び令和4年分の給与所得の源泉徴収票、預金通帳並びにC金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表から判断すると、請求者は、請求期間において、雇用形態が変わることなく継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、令和6年12月2日に日本年金機構が受け付けたA社の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届によると、同社は適用事業所でなくなった日を令和2年9月1日として届け出しており、当該届出と併せて、同日をもって事業を休業し、事業再開が見込めない場合は解散手続を取り旨記載された「令和2年度取締役会議事録」を提出しているものの、履歴事項全部証明書

によると、法人の事業所である同社については、現在まで解散手続は取られておらず、前述のとおり、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票、差押調書等により、事業主は、平成28年1月分から社会保険料を滞納し、請求期間においても社会保険料を滞納していたことが確認できる。

こうした事業所の実態を踏まえると、請求期間においてA社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、令和2年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする遡及訂正処理は事実に即していたとは考え難く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、遡及して喪失日の訂正処理を行う前の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である令和4年5月16日であると認められる。

また、請求者の令和2年9月から令和4年4月までの標準報酬月額については、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理前の令和2年9月及び令和3年9月の記録から44万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 2500065 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 2500015 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 13 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 7 年 4 月 5 日から平成 8 年 3 月 8 日まで
② 平成 13 年 11 月 16 日から平成 14 年 6 月 27 日まで
③ 平成 14 年 6 月 27 日から平成 20 年 * 月 * 日まで

私は、請求期間①、②及び③において、それぞれE事業所、F事業所及びD事業所に看護師として勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、E事業所を経営するA社の事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳、雇用契約書、履歴書及び退職願等の資料がない旨回答している上、請求者の当該事業所に係る雇用保険の加入記録もないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち照会可能な 10 名に照会し、9 名から回答を得たが、請求者を記憶していると回答した者はいない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、平成 2 年 8 月 6 日に国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得し、平成 7 年 12 月 21 日に第 1 号被保険者に種別変更した後、平成 9 年 9 月 1 日に第 3 号被保険者に種別変更していることから、請求者は、請求期間①において、国民年金の第 3 号被保険者又は第 1 号被保険者であることが確認できる上、請求期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

2 請求期間②について、F事業所を経営するB社の事業主は、請求者に係る平成14年5月分から同年10月分までの給与一覧表の写し（以下「給与一覧表」という。）を提出し、請求者に係る人事記録、雇用契約書等の資料がないため、請求者の具体的な勤務期間、勤務形態等は不明であるが、給与一覧表に係る給与支給対象期間は、同年4月16日から同年10月15日までの期間である旨回答していることから、請求者は、請求期間②のうち、一部の期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、給与一覧表において、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、請求者の請求期間②に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求期間②当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録のある者等のうち9名に照会したところ、3名から回答を得たが、請求者を記憶していると回答した者はいない上、オンライン記録によると、請求期間②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

3 請求期間③について、C社D事業所の事業主は、請求者の平成14年から平成20年までの年度賃金台帳及び年間賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）並びに平成14年分から平成20年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し（以下「源泉徴収簿」という。）を提出し、請求者の入社年月日は平成14年10月16日、退社年月日は平成20年＊月＊日であると回答していることから、請求者は、請求期間③のうち、一部の期間において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社D事業所の事業主は、保存期間経過により請求者に係る雇用契約書、採用通知書等の資料はない旨回答している上、賃金台帳及び源泉徴収簿において、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、請求者の請求期間③に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求期間③当時、C社D事業所において厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち8名に照会したところ、回答を得た4名のうち2名が請求者を記憶していると回答したもの、請求者の勤務期間、勤務形態等は不明である旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。